

# 平成30年第3回上里町議会定例会会議録第4号

---

平成30年6月13日（水曜日）

---

## 本日の会議に付した事件

日程第13 議員の派遣について

日程第14（町長提出承認第3号）専決処分の承認を求めることについて

日程第15（意見書第1号）学校給食費完全無償化の実施と制度構築を求める意見書  
（案）について

日程第16（決議第1号）特別養護老人ホーム整備事業者募集の早期開始を求める決議  
（案）について

---

## 出席議員（14人）

1番 黛 浩之君	2番 高橋 茂雄君
3番 高橋 勝利君	4番 飯塚 賢治君
5番 仲井 静子君	6番 猪岡 壽君
7番 齊藤 崇君	8番 植原 育雄君
9番 植井 敏夫君	10番 高橋 正行君
11番 納谷 克俊君	12番 杳澤 幸子君
13番 高橋 仁君	14番 新井 實君

欠席議員 なし

---

## 説明のため出席した者

町 長 山下 博一君	教 育 長 下山 彰夫君
総務課長 須長 正実君	総合政策課長 塚越 敬介君
税務課長 山田 隆君	産業振興課長 及川 慶一君

---

## 事務局職員出席者

事務局 長 宮下 忠仁 主 任 横尾 慎也

## ◎開 議

午前10時54分開議

○議長（新井 實君） ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

---

## ◎日程の追加について

○議長（新井 實君） お諮りいたします。

ただいま町長から承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件が提出されました。この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

---

## ◎日程第14 町長提出承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（新井 實君） 日程第14、町長提出承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び議案の説明を求めます。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 改めまして、皆さん、こんにちは。

議長から許可をいただきましたので、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

先ほど御提案申し上げました承認第3号 専決処分の承認を求めることについての内容説明を申し上げます。

提案理由でございますが、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号）とともに、生産性向上特別措置法（平成30年法律第25号）が平成30年6月6日付で施行されたことに伴い、上里町税条例の一部を改正する条例について、同日付で地方自治法第179条第1項の規定により専決処分といたしましたので、同条第3項の規定に基づき御報告させていただき、承認を求めるものでございます。

なお、概要につきましては、担当課長から御説明申し上げます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） 税務課長。

〔税務課長 山田 隆君発言〕

○税務課長（山田 隆君） 税務課より概要について説明をさせていただきます。

このたびの改正は、中小企業の設備投資による労働生産性向上のため、先端設備等導入計画に従って取得された機械装置等の3年度分の課税標準をゼロにして税制支援を図るものでございます。

条文ごとに御説明申し上げます。

まず、附則第10条の2につきまして、新たな第16項を加え、地方税法に規定する先端設備等導入計画に従って取得された機械装置等の3年度分の課税標準に乗じる市町村の条例で定める割合をゼロと規定するものでございます。

次に、附則の内容でございますが、この条例の施行期日については、生産性向上特別措置法の施行日とするものです。

以上で、上里町税条例の一部を改正する条例の報告及び内容説明とさせていただきます。

以上です。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明及び議案の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

11番、納谷克俊議員。

〔11番 納谷克俊君発言〕

○11番（納谷克俊君） 11番、納谷です。

議案の内容については、よく説明があり理解できました。

で、専決とした理由は地方自治法第179条1項に基づくものということではありますが、今回に関しましては、地方税法の改正並びに生産性向上特別措置法の施行に伴うということですが、これは例えばなんですけれども、これは6日付で専決をされているわけでありまして、町長は6月1日付で6月7日から議会を開会するという招集通知を出されているわけでございます。であるならば、例えば考え方としては、議会開会後に上程をし、条例に関しては法施行の6月6日付で遡及的に対応するとかというとり方はできなかったのかどうなのかと思うんですね。

地方税法を改正されたので即、税条例を合わせていくというのは本則でそうなのかなと思うんですけれども、どうもこの地方自治法第179条1項にかかる、町長が議会を招集する時間的な問題があるというふうに今回とれないのではなかろうかというところで、専決処分の内容についてではなく専決処分のあり方についてなんですけれども、その辺をちょっとお伺いしたい

んですけれども。

先ほど申し上げたとおり、もう議会の招集の告知がなされている、しかも専決処分した翌日から本会議が始まるという状況での専決処分のあり方、開会後に追加議案として上程をして、その条例については施行日からという遡及的な効果を持たせるであるとか、議決のなされた日から、例えばそこにタイムラグができて問題があるのかというところで何点かの質問になってしまったんですけれども、御説明いただければありがたいんですけれども、よろしく願い申し上げます。

○議長（新井 實君） 総務課長。

〔総務課長 須長正実君発言〕

○総務課長（須長正実君） 納谷議員の御質問に対しまして御説明申し上げます。

この法律がですね、生産性向上特別措置法ですか、こういった法律の情報が正確には町のほうに伝わっていなかった部分もございまして、対応を考慮していたところなんですけれども、先ほどお話のありました6月1日の議会招集後に、この法律の施行が決まったという情報が入ってまいりました。その関係で対応を内部で協議しましたところ、納谷議員の言われたとおり、通常の議案上程の方法も考えていたわけでございますけれども、やはり遡及適用につきましては限定的であるべきではないかということがございました。我々の人勸における給与の条例ですとか、そういったものについては御指摘のとおり遡及適用しているわけなんですけれども、対象者が限定的でございます。

今回、6日の施行で本日13日でございますけれども、7日ではございますけれども、そこで空白期間をあけるということは、住民といいますか、中小企業者の方に不利益だろうという判断のもと専決をして、6月6日からというふうにしたほうが中小企業者の方にとりましては、すぐその固定資産税のわがまち特例が使えると。それから、ほかの補助金申請の際に、町にそういった条例が定まっていることが要件になっているということもお聞きしましたので、そのわずか7日の間ですけれども、中小企業者の方からお話があったときに、まだちょっと当町におきましては条例がないといったことが避けられるというふうな判断に基づきまして、この方法でいったらいいのではないかという判断をいたしたところでございます。

以上でございます。

○議長（新井 實君） ほかに質疑はありませんか。

〔発言する声なし〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについての件を起立により採決いたします。

本件は承認することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立全員であります。

よって、本件は承認することに決定いたしました。



○議長（新井 實君） ただいま町長より発言の許可を求められております。

町長の発言を許可いたします。

町長。

〔町長 山下博一君発言〕

○町長（山下博一君） 6月定例会、大変皆様、お疲れさまでした。議員の皆様におかれましても、全員協議会に引き続き本会議ということで大変お疲れさまでした。

本定例会に提出しました議案につきまして、大変慎重審議の上、御決議を賜り厚く御礼申し上げます。私にとりまして初めての定例会ということで、議員皆様各位の御指導、御協力を賜り心より感謝申し上げます。

本格的な梅雨入りになりまして、これから夏本番となります。暑さも厳しくなりますが、議会議員の皆様におかれましては健康管理に御留意されまして、引き続き町政の発展、御推進に各段の御支援、御協力をお願い申し上げまして、お礼の挨拶とさせていただきます。

本日はありがとうございました。

○議長（新井 實君） 暫時休憩いたします。

午前11時07分休憩

午前11時11分再開

○議長（新井 實君） 休憩前に引き続き会議を開きます。



### ◎日程の追加について

○議長（新井 實君） お諮りいたします。

ただいま沓澤幸子議員ほか3名から、意見書第1号 学校給食費完全無償化の実施と制度構築を求める意見書（案）についての件、次に、沓澤幸子議員ほか3名から、決議第1号 特別養護老人ホーム整備事業者募集の早期開始を求める決議（案）についての件、以上2件が提出

されました。

この際、これを日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題といたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、意見書第1号 学校給食費完全無償化の実施と制度構築を求める意見書（案）についての件、決議第1号 特別養護老人ホーム整備事業者募集の早期開始を求める決議（案）、以上2件を日程に追加し、日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定いたしました。



◎日程第15 意見書第1号 学校給食費完全無償化の実施と制度構築を求める意見書（案）  
について

○議長（新井 實君） 日程第15、意見書第1号 学校給食費完全無償化の実施と制度構築を求める意見書（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明及び意見書の説明を求めます。

12番、沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番、沓澤幸子です。

それでは、意見書第1号 学校給食費完全無償化の実施と制度構築を求める意見書（案）について意見書案を朗読し、提案説明とさせていただきます。

文部科学省による平成28年度学校給食実施状況等調査によれば、全国の国公私立学校において学校給食を実施している学校数は、全国で2万9,959校、実施率は、95%であり、完全給食の実施率は、92.6%となっています。また、公立の小学校及び中学校において保護者が負担する学校給食費の平均月額、小学校で約4,323円、中学校で約4,929円であり、全国の小中学校における保護者が負担している学校給食費の年間総額は4,400億円に上っています。こうした中、子どもの貧困などを背景に、学校給食の役割に注目した自治体の間で無償化の動きが広がっており、全国で約80自治体の実施するなど増加傾向にあります。

国においても平成29年度中に公立小中学校の学校給食の無償化に関する全国調査を行い、成果や課題をつかみ、国としての今後の支援策の検討などに生かすことになっており、全市区町村を対象に学校給食費無償化実施の有無を確認するとともに、無償化している自治体については、①補助制度の枠組み、②実施校数と予算額、③実現に至った経緯、④財源確保を初め実施前後の課題などを把握するとしていました。

また、学校給食費無償化について、家計の負担軽減だけでなく教職員の業務負担の軽減や、

人口減少に悩む自治体で子育て世代の移住、定住につながるかなどの効果も検証するとしています。学校給食費の無償化は子どもの貧困対策や子育て支援、少子化対策に有効な施策であり、埼玉県内においても実施している自治体があります。

しかし、人件費や高騰する材料費などによって、自治体財政を圧迫するなど解決すべき課題も多く、単独では実施に踏み切れない自治体も少なくありません。よって、政府においては、学校給食費無償化に係る実態調査結果を基に、財源の確保を初めとする制度構築に向けた検討を進め、学校給食費完全無償化の早期実現を図るよう強く要望致します。

こういう内容になっています。

慎重審議をいただきまして、御議決賜りますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（新井 實君） これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより意見書第1号 学校給食費完全無償化の実施と制度構築を求める意見書（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎日程第16 決議第1号 特別養護老人ホーム整備事業者募集の早期開始を求める決議（案）  
について

○議長（新井 實君） 日程第16、決議第1号 特別養護老人ホーム整備事業者募集の早期開始を求める決議（案）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

12番、沓澤幸子議員。

〔12番 沓澤幸子君発言〕

○12番（沓澤幸子君） 議席番号12番、沓澤幸子です。

決議第1号 特別老人養護老人ホーム整備事業者募集の早期開始を求める決議（案）につい

て提案理由の説明をさせていただきます。

決議案をもって提案理由の説明とさせていただきます。

埼玉県議会 2 月定例会において、「特別養護老人ホーム等整備事業費」執行を停止する付帯決議が採択されました。これは、特別養護老人ホームの待機者数に対して計画増床数が少なすぎる問題や介護職員の不足、現時点で県内特養の空きベッドが702床あることなどの解決策を明らかにし、第7期県高齢者支援計画との整合性を図り、議会に報告し、確認がとれるまで上記の予算の執行を停止するというものです。

予算特別委員会の審議を通じて、平成29年度までに採択された事業は、予定通り執行されるものの、来年度以降新設される特養の募集事務は停止されることが明らかになっています。

しかし、特養待機問題は重大であり、高齢者が高齢者を介護する老老介護、認知症患者が認知症患者を介護する認認介護など家族介護は限界となっています。介護現場で働く職員の確保が急務であることは議論の余地がなく、一部にある特養の空きベッドも早期に解決されなければなりません。しかし、特養の待機者解消や介護職員不足、空床問題を理由に、新規募集を凍結することは、介護サービスを切実に求める高齢者やその家族にしわ寄せがいくだけで、矛盾をいっそう深刻にするだけです。

介護職員不足は職員の配置基準や介護報酬、他産業より低い処遇や労働環境を放置してきた国の施策に原因があり、何よりもまず国に処遇改善も含めた職員確保対策を求めるべきです。そのうえで、県としても思い切った職員処遇改善と確保対策を進めるべきです。

よって本議会は、直ちに特養ホーム関連予算の執行停止を解除し、特養ホーム募集事務を開始することを強く要望致します。

以上であります。慎重審議をいただきまして御議決賜りますようお願いし、提案理由の説明といたします。

○議長（新井 實君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより決議第1号 特別養護老人ホーム整備事業者募集の早期開始を求める決議（案）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

起立は明確にお立ちください。

〔賛成者起立〕

○議長（新井 實君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎日程第13 議員の派遣について

○議長（新井 實君） 日程第13、議員の派遣についての件を議題といたします。

お諮りいたします。

来る7月6日、児玉郡町議会議長会主催である児玉郡町議会議員前期研修会に上里町議員を派遣したいので、地方自治法第100条第13項及び上里町議会会議規則第122条の規定により、議会の議決を求めます。

本件は議員を派遣することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は議員を派遣することに決定いたしました。

---

### ◎総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（新井 實君） 次に、総務経済常任委員会委員長及び文教厚生常任委員会委員長より、会議規則第73条第1項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の総務経済常任委員会及び文教厚生常任委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

---

### ◎議会運営委員会の閉会中の所管事務調査について

○議長（新井 實君） 次に、議会運営委員会委員長より、会議規則第73条第2項の規定により、閉会中の所管事務調査通知書が提出されました。

委員長の通知のとおり、閉会中の議会運営委員会の所管事務調査を了承いたしましたので、これを報告いたします。

---

### ◎議会運営委員会の閉会中の継続審査について

○議長（新井 實君） 次に、議会運営委員長より、次期定例会の会期・日程等について、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（新井 實君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

---

◇

## ◎閉 会

○議長（新井 實君） 以上で、本定例会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これをもって、平成30年第3回上里町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午前11時26分閉会